

| | | |
|----|--|----------------------------|
| 四四 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件 | 日 号 外 ジ ャ ー |
| 四五 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたグロバル・グリーン成長機構の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 四六 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された国際労働機関の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 四七 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された国際法定計量機関の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 四八 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたたばこ製品の不法な取引の根絶に関する議定書の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 四九 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 五〇 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたオゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 五一 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 五二 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の標章を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 五三 | 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件 | 一八 五九 一 四 |
| 五四 | 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件 | 一九 九 |
| 五五 | 輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件を廃止する件 | 二四 六 |
| 五六 | 電気用品安全法第三十四条の規定による届出があった件 | 二五 四 |
| 五七 | 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示 | 二九 七二 八五 |
| 五八 | 小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和三年度に係る支給率を定める件 | 三一 五 |
| 五九 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九十一条の規定に基づき、登録調査機関の業務の廃止の届出があった件 | 三一 六 |
| 六〇 | 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する件 | 三一 七四 四三 |
| 六一 | 主要電気工作物を構成する設備を定める告示等の一部を改正する告示 | 三一 七五 四三 |
| 六二 | 情報処理の促進に関する法律施行規則第三十四条第二項の規定に基づき、特定講習として経済産業大臣が定める講習を定める件 | 三一 七五 三五 |
| 六三 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき、調達価格等を定める件の一部を改正する告示 | 三一 七五 三五 |
| 六四 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件 | 三一 七五 三五 |
| 六五 | 入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示 | 三一 七五 三五 |
| 六六 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件 | 三一 七五 三六 |
| 六七 | 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件 | 三一 七五 三六 |
| 六八 | 原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則等の一部を改正する規則 | 三一 七五 三六 |
| 六九 | 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示 | 三一 七五 三六 |
| 七〇 | 租税特別措置法施行令第二十二條の八第十八項第一号イ(4)及びロ(4)並びに第三十九條の五第十九項第一号イ(4)及びロ(4)の規定に基づく経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件 | 三一 七五 三七 |
| 七一 | 租税特別措置法第十一条第一項の表の第四号及び第四十三條第一項の表の第四号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件を廃止する告示 | 三一 特30 七三 |